

## 監査基準の改訂について（公開草案）の公表

---

企業会計審議会監査部会は 5 月 8 日に「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表しています。これは、主に国際的な監査基準で導入されている「監査上の主要な検討事項」の記載を求めるものとなっており、「監査上の主要な検討事項」に係る主な内容は以下の通りです。

### ①監査報告書における位置付け

「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならないことを明確にしています。

### ②「監査上の主要な検討事項」の決定

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定し、さらにその中から、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」として決定することとされています。

### ③「監査上の主要な検討事項」の記載

監査人は、「監査上の主要な検討事項」であると決定した事項について、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、以下の事項を記載することとされています。

- ・「監査上の主要な検討事項」の内容
- ・監査人が当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
- ・監査における監査人の対応

### ④監査意見が無限定適正意見以外の場合の取扱い

意見不表明の場合には、「監査上の主要な検討事項」は記載しないことが適当とされています。

### ⑤「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係

監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではないとされています。

なお、監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当するものとされています。

以上

---